



背景・目的

- ・石綿による健康被害の救済に関する法律案に対する附帯決議（平成18年1月）  
「石綿に暴露した可能性のある周辺住民に対する健康相談及び問診の実施や、さらに医学的に必要と認められる住民に対する定期的な経過観察等、健康管理対策を図るよう努めること。」
- ・石綿健康被害救済制度の在り方について（二次答申）（平成23年6月）  
「健康管理によるメリットが、放射線被曝によるデメリットを上回るような、より効果的・効率的な健康管理の在り方を引き続いて検討・実施するべきである。」
- ・石綿の健康影響に関する検討会報告書（平成26年3月）  
「平成27年度以降は、従来のように、データ収集を主な目的とする調査ではなく、石綿検診（仮称）の実施に伴う課題等を検討するためのフィージビリティ調査として位置づけることが考えられる。」

事業目的・概要等

事業概要

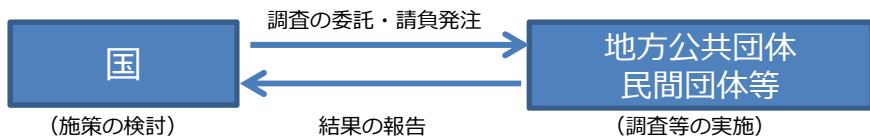
(対象者)  
かつて石綿取扱い施設が稼働していた地域の住民

(実施項目※)  
石綿ばく露状況の聴取、石綿ばく露の評価、保健指導 等

※肺がん検診等で実施する胸部X線検査の画像を活用する等、可能な限り、既存の検診事業と一体的に実施

※対象者の選定、検査頻度の適正化等により、放射線被ばくの影響を可能な限り低減

事業スキーム



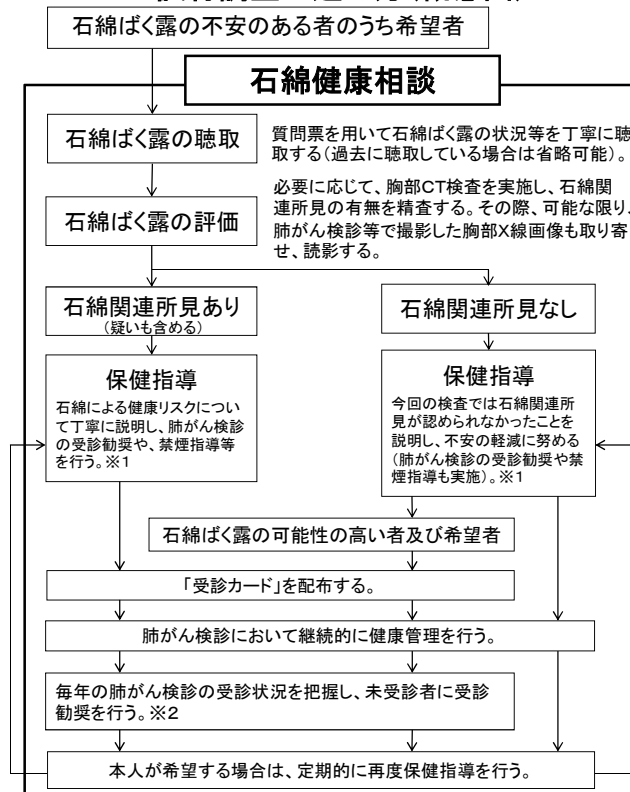
期待される効果

- 効果的・効率的な健康管理による
- ・石綿ばく露地域の住民の不安の解消
  - ・石綿関連疾患の早期発見・早期治療
  - ・石綿健康被害救済制度による早期の救済・支援

イメージ



石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の進め方(概念図)



※1 精密検査の必要があると判断された場合は、医療機関を受診するよう指導する。  
 ※2 調査対象者が希望する場合には、リスク等を説明の上で年1回に限り胸部CT検査を実施できる。